国地契第2号 国官技第11号 平成20年5月1日

各地方整備局総務部長 あて 企画部長

国土交通省大臣官房地 方 課 長 技術調査課長

平成20年度の道路関係工事等に係る入札・契約手続の早期かつ適正な 実施について

今般、道路特定財源の暫定税率の延長等を内容とする関係法律が平成20年5 月1日に施行され、これに伴い、平成20年度予算を財源とする道路関係工事等 の本格的な発注が可能となった。

この間、道路関係工事等の発注が例年に比べ、少なくとも1月以上遅れてい るところである。

ついては、入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、平成20年度の道路関 係工事等について、一般競争入札等の手続に要する期間の短縮に努められたい。